消費税におけるインボイス制度導入に向けて

準備すべき事項

林慎也税理士事務所

税理士　林　慎也

目次

- 消費税の基本的な仕組み
- 適格請求書保存方式について
- 経過措置について
- まとめ

消費税の基本的な仕組み

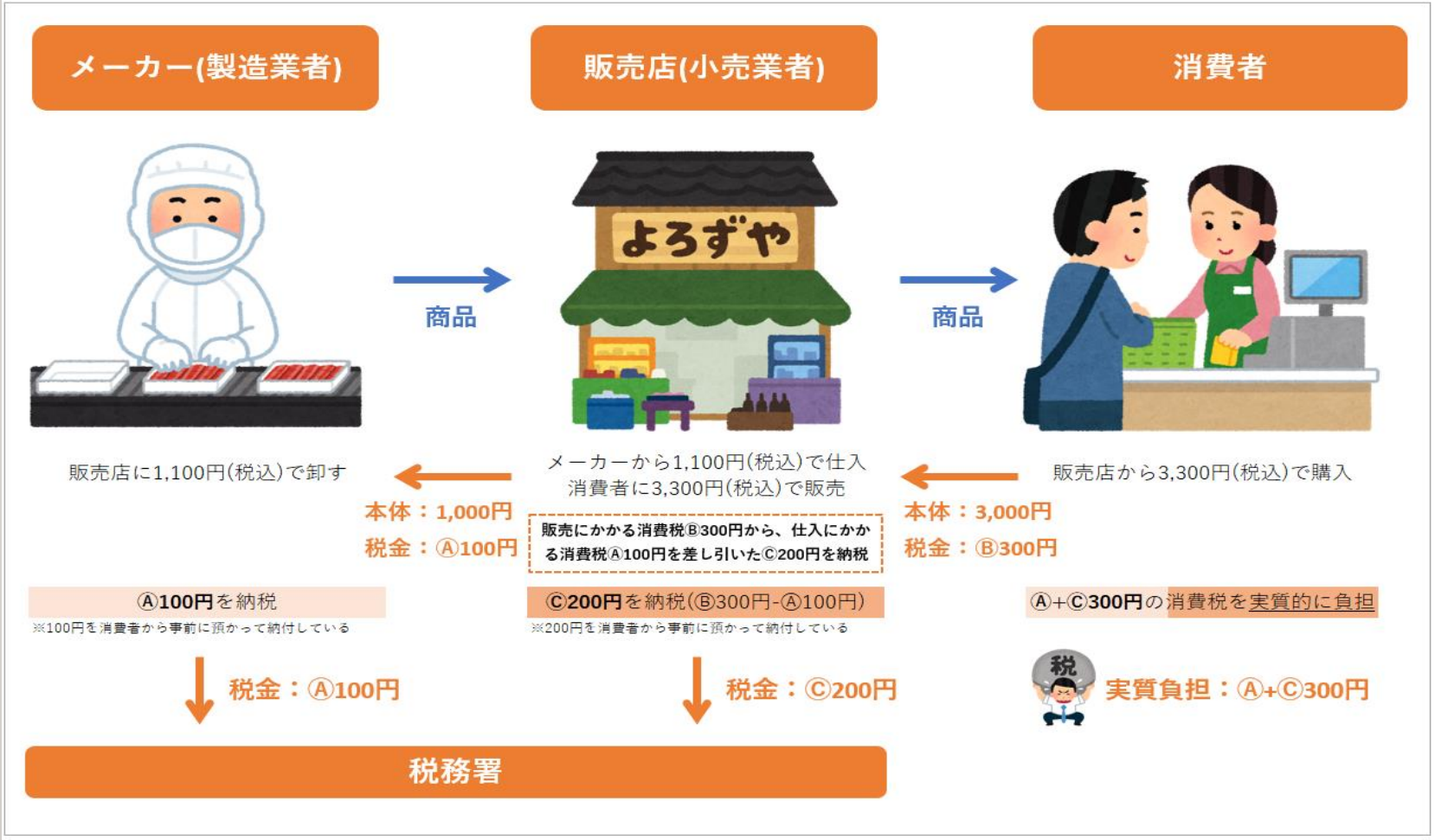

出典：税務研究会（https://www.zeiken.co.jp）

適格請求書保存方式について

- 適格請求書を発行するために、登録申請が必要
- 請求書などの記載事項の増加
- 仕入税額控除の適用をうけるために、適格請求書の保存が必要

第1－(1)号様式

令和３年９月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1／2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

収受印

令和　年　月　日

税務署長殿

申請者

（フリガナ） 住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地	（〒　－　） ※（法人の場合のみ記載されます）
	（電話番号　－　－　）
（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話番号　－　－　）
（フリガナ） 氏名又は名称	※
（フリガナ） （法人の場合）代表者氏名	
法人番号	

この申請書に記載した次の事項（※　印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1　申請者の氏名又は名称
2　法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記１及び２のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第５条の規定による改正後の消費税法第57条の２第２項の規定により申請します。
※　当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第１項の規定により令和５年９月30日以降に提出するものです。

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和５年10月１日に登録されます。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □　課税事業者　　□　免税事業者 ※　次頁「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次頁「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。
令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったこととつぎ同期なる事情がある場合は、その同期なる事情	
税理士署名	（電話番号　－　－　）

税務署処理欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年　月　日	通信日付印	年　月　日	確認
	入力処理	年　月　日	番号確認		身元確認	□ 済 □ 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）
	登録番号	T						

注意　1　記載要領等に留意の上、記載してください。
2　太線枠内のみ記載してください。
3　この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

第1－(1)号様式次葉

令和３年９月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2／2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

氏名又は名称	

免税事業者の確認

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

□　令和５年10月１日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする事業者
※　登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号					
事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	１明治・３大正・５昭和・７平成・９令和　年　月　日	法人のみ記載	事業年度	自　月　日 至　月　日
				資本金	円
	事業内容				

□　消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

適用開始日	令和５年10月１日から令和５年３月31日までの間のいずれかの日 令和　年　月　日

登録要件の確認

課税事業者です。 ※　この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	□ はい　□ いいえ
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	□ はい　□ いいえ
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しています。	□ はい　□ いいえ

参考事項

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和３年 10 月１日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和５年 10 月１日から登録を受けるためには**、原則として、**令和５年３月 31 日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和５年９月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

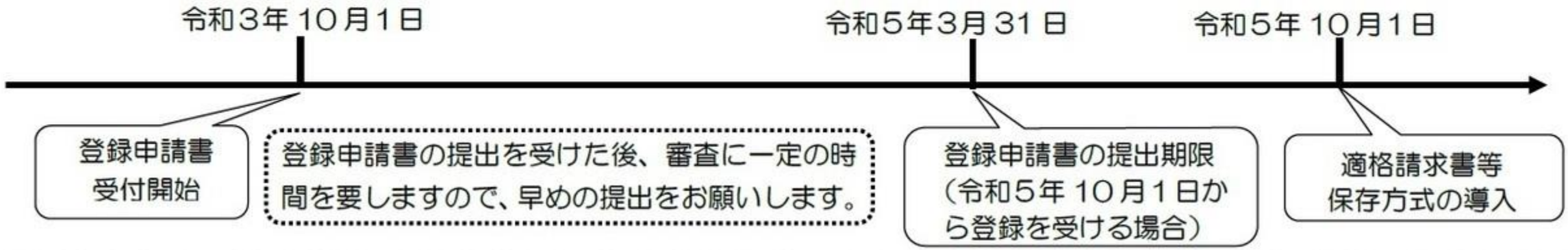

出典：国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）

請求書などの記載の増加

○ **適格請求書等保存方式（インボイス制度）**

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ 売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※　インボイス制度までの４年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書

〇〇㈱御中

㈱△△

●年■月分　請求金額　43,600円

■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円

（10%対象　22,000円）
（８%対象　21,600円）

※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
⑤ 軽減税率の対象品目である旨
⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

（ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら **"追記"が可能**
- **免税事業者でも発行可能**
- 区分記載請求書の **"交付義務" はない**

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書

〇〇㈱御中

㈱△△（T1234…）

●年■月分　請求金額　43,600円

■月１日　割りばし　550円
■月３日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円

10%対象 22,000円 内税　2,000円
８%対象 21,600円 内税　1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
② 適用税率
③ 消費税額

（ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加する**イメージ（受領者による"追記"は不可）
- **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じて**インボイス交付義務・写しの保存義務が発生**

（財務省資料）

出典：日本税理士会連合会公式ページ (nichizeiren.or.jp)

インボイスの端数処理ルールと記載例について

○　現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。

○　一方、インボイスでは、端数処理のルールが定められており（一のインボイスにつき、税率の異なるごとに１回）、税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる。

○　以上のことから、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係る**システム改修が必要**となる。

＜記載例①（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）＞

【区分記載請求書】

請求書

○年○月○日

○○㈱ 御中

㈱△△

請求金額（税込み）　60,195円

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト　※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
８％対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

行ごとに端数処理

合算

受領額

（注）納税額（売上税額）は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば８％対象は、（27,060＋2,163）×８/108≒2,164 となる。

【インボイス】

請求書

○年○月○日

○○㈱ 御中

㈱△△
（T123…）

請求金額（税込み）　60,197円

※は軽減税率対象

品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト　※	83	167	13,861	(注) －
ピーマン ※	197	67	13,199	－
花	57	77	4,389	－
肥料	57	417	23,769	－
８％対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

受領額

端数処理

（注）個々の商品ごとの消費税額を**参考**として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意（８％対象：2,163　⇔　2,164）。

（財務省資料）

出典：日本税理士会連合会公式ページ (nichizeiren.or.jp)

仕入税額控除の要件

	令和5年9月30日まで 区分記載請求書等保存方式	令和5年10月1日から 適格請求書等保存方式
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	一定の事項が記載された帳簿の保存
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存

- 現状で課税事業者である場合

→納税地の所轄税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し登録を受ける。

- 現状で免税事業者である場合

→消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となったうえで、納税地の所轄税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し登録を受ける。

※令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。その場合は消費税課税事業者選択届出書の提出は必要ありません。

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

○　インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。

○　しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後６年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

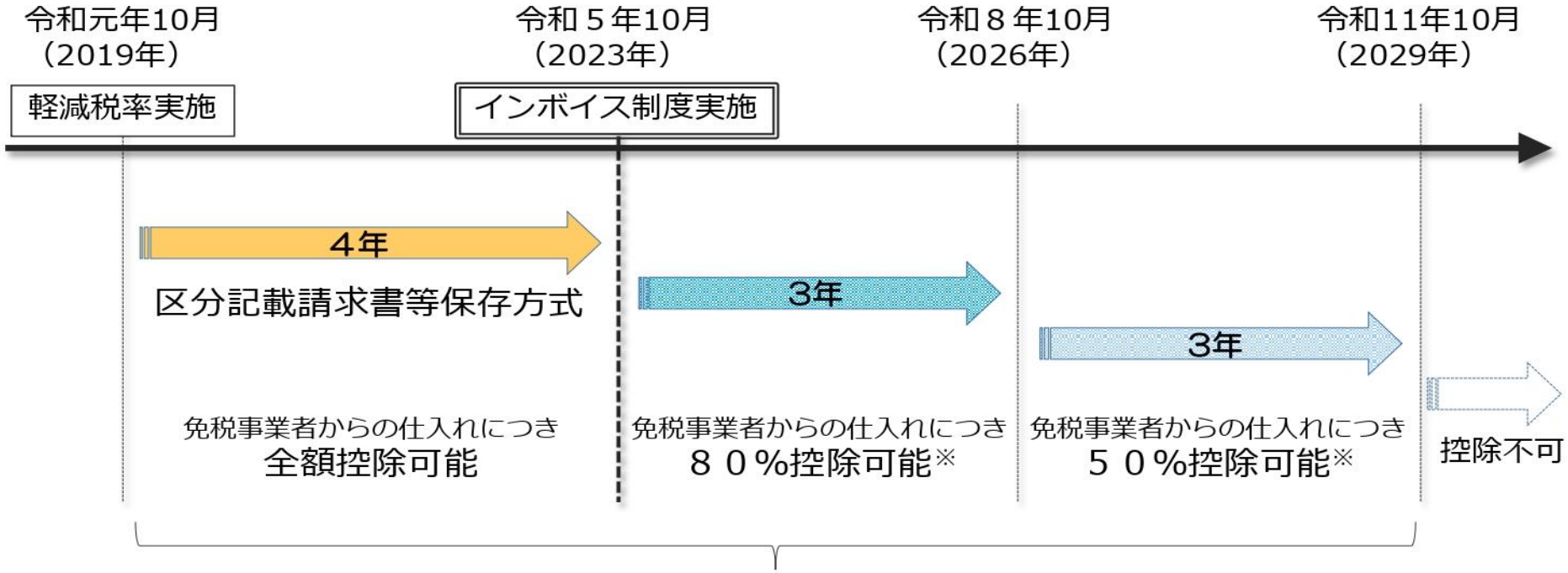

インボイス制度の実施に当たり、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

（財務省資料）

出典：日本税理士会連合会公式ページ (nichizeiren.or.jp)

まとめ

- 現状、免税事業者は、課税事業者を選択するかの検討
- 課税事業者は、適格請求書発行事業者の登録申請手続き
- 適格請求書を発行するための準備